

## 健康づくり助成事業【体育奨励事業】利用要項

### 1. 目的

健康づくりの一環として被保険者が企画した事業について事業費の一部を補助し、疾病の予防と健康増進を図ることを目的とする。

### 2. 利用資格

当健康保険組合の被保険者（被扶養者は対象外）

### 3. 補助対象事業

事業所単位、職場単位、グループ単位で被保険者が企画した事業の参加費や交通費。  
ただし、ウォーキング大会・シティマラソン・サイクリングなどの参加においては、一人でも申請可能。

#### 【対象除外内容】

飲食等の費用。労働安全衛生法により事業所が実施義務となっているもの、治療に関するもの、物品購入のみで健康推進活動や予防効果が伴わない物など

### 4. 補助金額

- 申請1回につき、当健康保険組合の被保険者1人当たり1,000円を上限に補助します。  
申請回数は、ひとり年2回まで（年度単位で管理）。

### 5. その他・注意

- 内容によっては承認されない場合もあります。
- 集団で申請の場合、健保組合に加入しているか必ず確認してください。
- 実施中の事故につきましては、責任を負いかねます。

#### 《 利用手続き 》

- ①希望者または希望施設は、所定の申請書類等（※）に必要事項を記入し、メールカーが郵送で当健康保険組合に申し込む。
- ②申請について、健保組合にて審査。
- ③承認の場合、申請代表者に対し決定通知の発送後、原則として翌々月の給与に振込。

- ※申請書類
- ア. 「健康づくり事業（実施報告書兼補助申請書）」  
（参加者が多い場合、別紙「参加者名簿」を添付してください）
  - イ. 参加が証明できるもの（例：マラソン大会の完走証など）
  - ウ. 支払った参加費の領収証